

# 物品の買入れ等競争入札 参加資格審査申請の手引き

令和4年10月  
朝霞市 総務部 契約検査課

## 1. 入札参加資格審査申請の対象者

朝霞市が発注する物品の買入れ等（物品売買・リース、印刷、調査・委託、建物管理）の競争入札等への参加を希望する方は、競争入札参加資格審査の申請が必要となります。

ただし、次の事項のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない方（特別の理由がある方を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、市の一般競争入札に参加させないこととされた方
- (3) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同法施行令第167条の4の規定により、市の指名競争入札に参加させないこととされた方
- (4) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、朝霞市競争入札参加資格を抹消され、3年間経過していない方
- (5) 国税（法人の場合は「法人税、消費税及び地方消費税」、個人事業者の場合は「所得税、消費税及び地方消費税」）について未納がある方
- (6) 申請事業所が朝霞市にある場合、地方税（法人の場合は「法人市民税」、個人事業者の場合は「住民税」）について未納がある方
- (7) 営業に必要な登録、免許、許可等を受けていない方

### 【参考】 地方自治法施行令

#### 第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 第167条の11第1項

第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

## 2. 申請の受付期間

【受付方法】 郵便による受付（**朝霞郵便局留**とする）

※契約検査課での窓口受領は行っていません。

【受付期間】 **令和4年11月28日（月）から12月9日（金）** 消印有効

※受付期間開始前に到着した書類については、郵便局での保管期間の関係で返送される場合があります。必ず、**令和4年11月28日（月）以降**に発送してください。

【郵送先】 〒351-8799

埼玉県朝霞市本町2-1-32

朝霞郵便局留

朝霞市役所契約検査課 宛

※角2判封筒に「郵送提出用紙」を貼付して発送してください。

【注意事項】 ・申請書類は信書に該当します。信書を送ることが可能な方法（郵便やレターパック等）で郵送してください。（宅急便では信書を送付できませんのでご注意ください。）

※レターパックを使用する場合、「郵送提出用紙」を貼付した角2判封筒をレターパックに封入して発送してください。

・書類到達に関する電話確認は行っておりません。必要に応じて簡易書留をご利用ください。なお、到達確認を必要としない場合は、普通郵便での郵送も可能です。

## 3. 提出書類について

（1）提出書類は、次ページ「提出書類一覧」を参考に作成してください。また、書類送付前には、「提出書類チェックリスト」を作成し、書類と一緒に郵送してください。なお、「提出書類一覧」と「提出書類チェックリスト」の記載順は異なっているのでご注意ください。

（2）記入間違いや必要書類の添付漏れ等がないよう、提出の際は手引きや申請書を十分に確認してください。

（3）手書きの場合は、黒のペンまたはボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください。）

（4）送付書類一式は、**A4サイズ**に揃えてください。

（5）申請書と添付書類の内容が異なる場合は、添付書類により申請書の内容を修正することがあります。

<提出書類一覧>

◎・・・必ず提出しなければならない書類

○・・・該当する場合に提出する書類

		提出書類名称	説明
法人・個人 共通書類	◎	(様式1号) 物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書	「3. 権限の委任」については、入札等を代理人に委任する場合のみ記入
	◎	(様式3号) 経歴書	様式に収まる範囲で記載 (別紙でパンフレット等の添付は不可)
	◎	(様式4号) 入札参加資格審査申請電算入力票	—
	◎	登録希望業種一覧表	登録を希望する業種に「○」を記入 「○」をしたページのみ提出
	○	許認可等に係る登録証・許可証等の写し	許認可等を要する業種の場合に提出
	○	受付確認用はがき(切手を貼付)	切手を貼付したもの(P8参照) 提出書類の受付を確認したい場合に提出

<提出書類一覧 続き>

	提出書類名称	説明
法人	◎ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） <写し可>	令和4年9月1日以降に発行されたもの
	◎ 財務諸表<写し可>	申請日直前1事業年度分 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ※会社設立直後で財務諸表がない場合には、提出不要
	◎ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」<写し可>（※1） ※電子納税証明書（電子データ）での提出は不可	令和4年9月1日以降に発行されたもの 税務署で発行 ※納税証明書「その3」は不可
	◎ 法人番号の確認資料	「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp</a>
	○ 直近3年間分の事業年度の法人市民税の納税証明書<写し可>（※1）	<b>登録する事業所が朝霞市内にある場合</b> に提出 令和4年9月1日以降に発行されたもの 朝霞市役所で発行 ※事業所の設立から日が浅く、証明書が出ない場合には、市役所課税課に提出した「法人設立異動等届出書」の控えの写しを提出 ※「法人設立異動等届書」を電子証明書で届出した場合は、市役所課税課で「営業証明書」を取得（有料）し提出
	○ 組合員名簿（名簿の書式は任意）	協同組合等の場合に提出
	○ 官公需適格組合証明書<写し可>	官公需適格組合の場合に提出
個人	◎ 身分（元）証明書<写し可>	代表者のもの 令和4年9月1日以降に発行されたもの 本籍地の自治体で発行
	◎ 登記されていないことの証明書<写し可>	代表者のもの 令和4年9月1日以降に発行されたもの 法務局等で発行
	◎ 確定申告書<写し可>	代表者のもの 令和2年分の所得税確定申告書
	◎ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の2」<写し可>（※1）	代表者のもの 令和4年9月1日以降に発行されたもの 税務署で発行 ※納税証明書「その3」は不可
	○ 令和元・2・3年度住民税の納税証明書<写し可>（※1）	代表者のもの <b>代表者の住所が朝霞市内にある場合</b> に提出 令和4年9月1日以降に発行されたもの 朝霞市役所で発行

（※1）「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等に基づく猶予制度を活用している法人で納税証明書の提出が困難な場合は、契約検査課にご連絡ください。

## ＜営業許可等を必要とするもの＞

営業にあたって、許可・免許・登録等を必要とする業種を申請する場合には、これらを証明する書類（写し可）を提出してください。

※この表に掲載されているものはあくまで例示です。業務に、許可・免許・登録等を必要とするものについては、適切な許可証等を添付してください。

### 申請に必要な許認可等に係る登録証・許可証等の例 一覧

業務	種目・品目	区分	関係法令
物品売買 ・ リース	液化石油ガス販売事業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
	一般ガス事業	許可	ガス事業法
	簡易ガス事業	許可	ガス事業法
	高圧ガス販売事業	届出	高圧ガス保安法
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律
	石油販売業	届出	石油の備蓄の確保等に関する法律
	薬局（開設者）	許可	薬事法
	医薬品販売業	許可	薬事法
	高度管理医療機器販売業	許可	薬事法
	管理医療機器販売業	許可	薬事法
	一般医療機器販売業	許可	薬事法
	毒物劇物販売業	登録	薬物及び劇物取締法
	肥料販売業	届出	肥料取締法
	農薬販売業	届出	農薬取締法
	動物用医薬品販売業	許可	薬事法
	特定規模電気事業	届出	電気事業法
	高度管理医療機器等賃貸業	許可	薬事法
	管理医療機器賃貸業	届出	薬事法
古物商営業	許可	古物営業法	
調査・委託	計量証明事業	登録	計量法
	作業環境測定機関	登録	作業環境測定法
	旅行業	登録	旅行業法
	一般信書便事業	許可	民間事業者による信書の送達に関する法律
	特定信書便事業	許可	民間事業者による信書の送達に関する法律
	一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
	貨物軽自動車運送事業	届出	貨物自動車運送事業法
	医療関連サービスマーク	認定	
	クリーニング業	届出	クリーニング業法
	損害保険業	許可	保険業法

建物管理	建築物清掃業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物空気調和用ダクト清掃業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物飲料水貯水槽清掃業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物排水管清掃業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物空気環境測定業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物飲料水水質検査業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物ねずみ昆虫等防除業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	建築物環境衛生総合管理業	登録	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
	警備業	認定	警備業法
	機械警備業	届出	警備業法
	浄化槽保守点検業	登録	浄化槽法
	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法
	一般廃棄物処分業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	一般廃棄物収集運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	産業廃棄物処分業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	産業廃棄物収集運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	特別管理産業廃棄物処分業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	消防設備保守点検業	許可	消防法施行令
	飲食店営業	許可	食品衛生法
	有料職業紹介事業	許可	職業安定法
	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

## 東京管内の法務局・地方法務局

(登記されていないことの証明書についての問い合わせ先一覧)

	局名	所在地		電話番号
東京 管 内	東京法務局	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	後見登録課	03-5213-1360
	横浜地方法務局	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	戸籍課	045-641-7976
	さいたま地方法務局	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	代表	048-851-1000
	千葉地方法務局	千葉市中央区中央港 1-11-3	戸籍課	043-302-1316
	水戸地方法務局	水戸市三の丸 1-1-42 (駿優教育会館 7 階)	戸籍課	029-227-9916
	宇都宮地方法務局	宇都宮市小幡 2-1-11	戸籍課	028-623-0921
	前橋地方法務局	前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎	代表	027-221-4466
	静岡地方法務局	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	代表	054-254-3555
	甲府地方法務局	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	戸籍課	055-252-7176
	長野地方法務局	長野市旭町 1108 長野第2合同庁舎	戸籍課	026-235-6629
新潟地方法務局	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎	戸籍課	025-222-1565	



## 4. 審査及びその結果について

- (1) 資格審査に関して不明な点及び疑義が生じた場合は、令和5年1月31日までに連絡します。  
連絡があった場合、原則1週間以内に書類の差替又は資料の提出を行ってください。
- (2) 申請内容及び審査結果は、朝霞市ホームページ及び朝霞市役所4階の市政情報コーナーで競争入札参加資格者名簿として一般に公開しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。
- (3) 個別の審査結果の通知は行っていません。競争入札参加資格者名簿の公開（令和5年4月1日予定）をもって通知にかえさせていただきます。なお、書類の受付確認を行いたい場合は、以下のとおり受付確認用はがき（必ず切手を貼ったもの）を同封してください。

### 受付確認用はがき

はがきの表には、返送先の郵便番号、住所、宛先及び発送者（朝霞市役所契約検査課）を記入してください。裏には、記入例の波線部（「令和5・6年度物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書受付票」）のみ記入してください。受付印を押印して返送します。

#### <記入例：表>

切手	送付先郵便番号
朝霞市役所契約検査課 朝霞市本町1丁目1番1号 351-8501	送付先宛先
	送付先住所

#### <記入例：裏>

令和5・6年度物品の買入れ等  
競争入札参加資格審査申請書受付票

下記を押印して返送します

収	受
• 入札参加資格申請書類の到達を証明するもので登録を証明するものではありません • 登録番号等は HP（4/1 公開予定）によりご確認ください	
朝霞市 契約検査課	

- 切手の貼付のないもの（料金不足を含む）、送付先の記載のないものは返信しません。（はがきは廃棄します。）
- このはがきは、書類の到達をお知らせするもので、入札参加資格を証明するものではありません。

## **5. 資格の有効期間**

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

## **6. 名簿の登録内容に変更があった場合**

資格の有効期間中に申請事項に変更が生じた場合は、「変更届」の提出を行ってください。

詳しくは、朝霞市契約検査課ホームページ（<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/>）をご覧ください。

## **7. 問合せ先**

朝霞市役所契約検査課    電 話   048-463-2488（直通）  
FAX   048-467-0770  
E-Mail keiyaku\_kensa@city.asaka.lg.jp